

事務連絡
令和7年11月26日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕食品表示担当部（局）御中

消費者庁食品表示課

天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届け出られた機能性表示食品の製造又は加工の基準に準拠した体制に係る自己点検表について

平素より、機能性表示食品制度の円滑な運用に御理解・御協力賜りありがとうございます。

機能性表示食品については、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第71号）により、機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品（以下「対象食品」という。）の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号。以下「基準」という。）に従った製造管理及び品質管理が要件化されるとともに、対象食品の届出者に対して、基準の遵守状況等の自己点検及び評価並びにその結果の報告が義務化されました。

今般、届出者が当該基準の遵守状況の自己点検等に活用できるよう、別添のとおり、現時点における自己点検表を作成し、消費者庁ウェブサイトに掲載しましたので御参考にお知らせいたします。

なお、当該自己点検表は、本年5月から消費者庁が実施している、対象食品の製造等施設における基準の遵守状況の確認及び助言を実施する際に使用している製造者向けの自己点検表※を、届出者向けの様式に整えた令和7年11月時点のものとします。今後、確認及び助言等の状況を踏まえて、自己点検表を含む指針を作成することとしています。

※「「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」に係る項目解説及び自己点検表について（周知）」（令和7年5月2日付け消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡）に、機能性表示食品に基準で求められる項目がわかるように注釈を加えたもの。

（参考）消費者庁ウェブサイト

- ・食品表示法等（法令及び一元化情報）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

- ・「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」関連通知等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/health_food